

【重要】レポート等に関する不正行為について

工学部・工学研究科及びシステム情報学研究科では、平成29年度より試験のみならず、レポート等についても不正行為の処分の対象となりました。つきましては、不正行為およびそれと誤解されるような行為のないよう心がけてください。詳細は下記のとおりです。

平成29年4月17日
工学研究科教務学生係

記

工学部・工学研究科等の学生の試験等における不正行為に関する申し合わせ

工学部・工学研究科及びシステム情報学研究科（以下、「工学部等」という。）の学生（以下、「当該学生」という。）が、試験及びレポート等において不正行為を行ったときは、次のとおり取り扱うものとする。

1. 工学部等の授業に関する試験において不正行為を行ったときは、監督者は試験の続行を直ちに中止させ、事後、当該学生に事実確認書を提出させるとともに、反省を促すものとする。
2. 工学部等の授業に関するレポート等において不正行為を行ったときは、担当教員及び当該学科、専攻は当該学科、専攻における基準に基づき、当該学生に事実確認書を提出させるとともに、反省を促すものとする。
3. 教授会は、前2項の不正行為を行った学生に対しては、次の処置をとるものとする。
 - (1) 工学部等の授業科目については、当該学期のすべての授業科目にかかわる成績を無効とする。ただし、当該学科又は専攻の判断により、次の授業科目については、成績を認めることがある。
実験、実習、演習、論文講読（外国書講読、論文講究等）、卒業研究、特定研究
 - (2) 全学共通授業科目及び他学部・研究科等科目については、当該学期に履修したすべての授業科目の成績を無効とする。
 - (3) 前2号の処置の内容は、個人を特定する情報（氏名、学籍番号）を除き、工学部等において掲示により公表する。

この申し合わせは、平成29年度から適用する。